

広島県告示第33号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定によって、公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

平成26年1月27日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯崎英彦

1 変更の許可の年月日

平成26年1月17日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯崎英彦

3 埋立区域の位置

(第2工区)

三原市糸崎町5564番1から5943番2を経て905番4に至る地先公有水面

4 埋立地の用途及び面積

(第2工区)

用 途	変 更 前 の 面 積 (平方メートル)	変 更 後 の 面 積 (平方メートル)
ふ頭用地	4,965.00	1,989.00
道路用地	6,288.60	3,120.00
住宅用地	23,217.24	—
交流厚生施設用地	—	11,116.56
緑地	1,327.59	18,504.58
護岸用地	237.43	—

5 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成10年1月12日 広島県告示第37号

(平成9年12月26日付け指令港第96号で免許)